

○総合操作盤を設置しなければならない防火対象物の指定に関する告示

平成16年9月1日消防告示第1号

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第12条第1項第8号の規定に基づき、総合操作盤を設置しなければならない防火対象物を次のとおり指定する。

記

消防法施行規則第12条第1項第8号ハ(イ)から(ハ)に掲げる防火対象物であつて、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物を除く防火対象物とする。